

中野区教育委員会会議録

平成28年第17回定例会

平成28年7月1日

中野区教育委員会

平成28年第17回中野区教育委員会定例会

○日時

平成28年7月1日（金曜日）

開会 午前10時00分

閉会 午前11時10分

○場所

中野区役所5階 教育委員会室

○出席委員

教育委員会教育長 田辺 裕子

教育委員会委員 田中 英一

教育委員会委員 小林 福太郎

教育委員会委員 渡邊 仁

○出席職員

教育委員会事務局次長 横山 俊

教育委員会事務局副参事（子ども教育経営担当） 辻本 将紀

教育委員会事務局副参事（学校再編担当） 板垣 淑子

教育委員会事務局副参事（学校教育担当） 石崎 公一

教育委員会事務局指導室長 杉山 勇

教育委員会事務局副参事（子ども家庭支援センター所長） 神谷 万美

教育委員会事務局副参事（保育園・幼稚園担当） 小山 真実

教育委員会事務局副参事（子ども教育施設担当） 浅野 昭

○書記

教育委員会事務局教育委員会担当係長 金子 宏忠

教育委員会事務局教育委員会担当 立花 加奈子

○会議録署名委員

教育委員会教育長 田辺 裕子

教育委員会委員 田中 英一

○傍聴者数

7人

○議題

1 報告事項

(1) 教育長及び教育委員活動報告

- ① 6月21日 平成28年度保育園・幼稚園・小学校連絡協議会
- ② 6月23日 中野区立小学校音楽鑑賞教室
- ③ 6月24日 かみさぎ幼稚園訪問
- ④ 6月30日 向台小学校モラル教育授業
- ⑤ 6月30日 第二中学校オープンキャンパス

(2) 事務局報告

- ① 桃園小学校・向台小学校統合委員会の設置について（学校再編担当）
- ② 平成28年度の学校再編に係る改修工事等について（子ども教育施設担当）
- ③ 平成27年度に発生した都内公立学校における体罰等の実態把握の結果について（指導室長）
- ④ 教育長の臨時代理による事務処理について（保育園・幼稚園担当）
- ⑤ 児童福祉法の改正概要について（子ども家庭支援センター所長）

○議事経過

午前10時00分開会

田辺教育長

おはようございます。定足数に達しましたので、教育委員会第17回定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、田中委員をお願いいたします。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程のとおりです。

それでは、日程に入ります。

<報告事項>

<教育長及び委員活動報告>

田辺教育長

報告事項、教育長及び委員活動報告をいたします。

事務局から一括で報告をお願いします。

副参事（子ども教育経営担当）

一括してご報告をさせていただきます。

6月21日、平成28年度保育園・幼稚園・小学校連絡協議会に、田中委員、渡邊委員が出席されました。

6月23日、中野区立小学校音楽鑑賞教室に、田中委員が出席されました。

6月24日、かみさぎ幼稚園訪問に、田辺教育長、田中委員、小林委員、渡邊委員が出席されました。

6月30日、向台小学校に、モラル教育授業。田辺教育長、田中委員が出席されました。

6月30日、第二中学校オープンキャンパスに、田辺教育長が出席されました。

以上でございます。

田辺教育長

それでは、各委員から補足、質問、その他活動報告がございましたらお願いいたします。

田中委員

今回、幾つか参加させていただいたので、報告させていただきます。

最初は、6月21日の保幼小の連絡協議会ですけれども、白桜小学校の会議に参加してきました。

テーマは、「子どもの成長につながる連携のあり方」ということで、全部で11の分科会

に分かれて話をされていました。

ざっと回って見たのですけれども、どこもすごく活発に意見が出て、小学校の先生方は、保育園や幼稚園でどういうふうなことを教育されたり、保育されているのかということを知るいい機会になり、また、保育園の先生方も、自分たちが面倒を見た子どもたちが、小学校に行ってどんな生活をしているのかということを知ることができる、お互いに非常に有意義な会だったと思います。

それぞれの分科会がすごくいい討議をしていたのですけれども、分科会だけで終わってしまい、それを全体で共有する機会がなかったので、何か文書にしろ、全体会なりして、それぞれの分科会でどんな討議をされたかというのが、みんなで共有できると、さらによかったかなというふうに思いました。

それからもう一つは、音楽鑑賞教室に行ってきました。

これは6月23日の午後の部に行ってきましたけれども、小学校5年生が全員集まって、東京都交響楽団の演奏を、1時間40分ぐらい、専門家の解説を聞きながら鑑賞するということで、自分自身も楽しむことができ、とてもいい会だったと思います。

なかのZEROの大ホールで、本物の音楽に触れるということは、すごく貴重な体験だと思いますので、ぜひまた今後もつながっていくといいなというふうに思いました。

それから、この東京都交響楽団というのは、紹介のときに聞きましたけれども、1964年の東京オリンピックを契機に作られた楽団ということで、やはりオリンピックはスポーツだけではなくて、こういう文化という面でもいろいろかかわっているのだなということに改めて思いました。

次の東京オリンピックに向けて、教育の中でもよりこういった文化面を深めていく必要があるのかなというふうに思いました。

それからもう一つ、かみさぎ幼稚園の訪問に行ってきました。

中野であんなに緑がある場所があるのかというようにところに幼稚園があって、非常にいい環境で子どもたちが通っているのだなと思いました。

一つは、園長先生からの話で、発達障害のお子さんが、東中野から上鷲まで通っていらっしやるということで、園長先生が、通園時間が長くなるので、私立の幼稚園で東中野付近で受け入れてくれるところを探して、紹介したのだけれども、やっぱり区立がいいということで、かみさぎ幼稚園に通っていらっしやるというような話をされていました。

やっぱりそれだけ長い距離を、まだ4歳の子が通うのは大変なことなので、中野区全体

で幅広く、そういった子どもたちを受け入れられる体制作りというのも、私たちが考えていけないといけないのかなというふうに思ったところです。

済みません、あともう一つ、昨日、向台小学校のモラル教育授業に行ってきました。

これは、皆さまご存じの、LINEというSNSの会社が、社会貢献のような形で出張授業をされているということで、4校時・5校時行われました。

僕は5校時のほうに行っただけですけども、5校時は、途中途中でディスカッションする場面があったんですけども、すごくよく練られた授業で、感心しました。

その中で話してましたけれども、LINEというコミュニケーションツールを作ったそもそものきっかけ、なのでですけども、新しい人との出会いよりも、今ある人との関係を深める。こういった使い方をしてほしいというのが、基本的なLINEの考え方なのだというのを、授業の冒頭ですごく強調されていて、なるほどなというふうに思いました。

あともう一つ、おもしろかったのは、コミュニケーションというのは、言葉のキャッチボールだよねという話から、実際にボールを持ってきて、生徒が前に出て、5年生同士の設定で投げ合う。

それから、今度、1人の子は、幼稚園児と5年生の想定で、お互いに投げ合う。

もう1人は、ほかのことをやっている子に、「キャッチボールしよう」と言って声をかけるという、そういう設定で、実際に生徒たちがボールを投げ、その後で、投げるときにどんなことを考えて投げたかということから、相手のことを考えてコミュニケーションをとるとか、相手の立場によってコミュニケーションのとり方も違うということを感じさせるといったことを行っていました。コミュニケーションツールでありながら、その奥にモラルが浮き出された、すごくためになった授業かなというふうに感じました。

以上です。

田辺教育長

ありがとうございました。そのほかにご発言ございますか。

渡邊委員

私は、6月21日、保育園・幼稚園・小学校連絡協議会に、再度、参加してまいりました。

改めて、基調提案としては、「子どもたちのよりよい成長・発達と充実した教育活動を目指して」ということです。

協議の内容は、前回と同じで、子どもの成長につながる連携のあり方について、今、必要な家庭への発信として、どのような場面で、どのような姿を伝えるか、教育内容や活動

の意味を伝えるために、何をどのような場面で伝えますかと。発信の工夫や配慮、何をどのように伝えていくと効果的かというようなことについて、前回と同じような形でお話がされました。

今回、若宮小学校で行いまして、前回と同じように、約 20 人程度のグループに分かれて、9 グループでディスカッションが行われてました。

前回のときにお話ししたように、私、昨年度もそうだったのですけれども、それぞれのグループをちょっとずつ見ていって、感じたことを言っていたのですけれども、今回は最初から最後まで1つのグループにずっと入って、お話を伺いました。

今回、9 グループの第1グループでお話を聞きました。

一つ一つお話をしていると、結構長時間になるので、なかなか一括してお話しすることはできないのですけれども、感想としては、やはり就学前教育や、保幼小、小中といった連続したものの考え方というのは、絶対に必要なのではないかなと思います。

確かに、ある程度区切りはつけますけれども、その間には、やはり連続した部分があって、それぞれの専門家たちが、何をやってきたかということ、ちゃんと理解しなければいけないのだなというふうなことは強く感じました。

やはり、こういった機会に、20人で一人ひとりが発言をすると、こんなこともいいのだとか、ここを使ってこんなことをしているのだとか、そういった気づきを非常に感じる事ができたのではないかと思います。

ただ、私自身思うところは、口の字の形で、20人が集まって1時間でそれぞれが話し合おうと、やはりディスカッションというよりは、一方的に話すような形になってしまう。だから、いろいろな人の話を一遍に聞くことができたけれども、やはりそれに対して、話を聞く機会は難しいのかなと思います。どうしても、少人数ではないので、ディスカッションでそれはどうなの、私はこうしていたとか、そのやりとりに関しては、若干、少なくなってしまう。ただ、ディスカッションといったようなものを考えていくときには、いろいろな方法があっというと思うのです。

ですから、今度はこれをもとに、いろいろな意見を聞いていって、次は小グループに分かれ、ワークショップのような形で、またやるとか、工夫をして、行っていく必要があるのではないかなと思います。

そのためには、こういった機会をいかに増やすかが、やはり重要なのではないかと。やり方に、いろいろと工夫を加えて、また、メンバーも入れかえてやっていく。

やはり、年2回のルールだから、年2回と言ったから年2回やればいいというようなものではなくて、もう少し発展して、その中で知り合い、顔の見える関係が作られた時点で、一緒に食事をしながらとか、また少しずつ深いところまで話し合っていければ、より良い教育ができるのではないかなというふうに感じております。

先生方の授業を調整しながらやっていくことは、本当に大変だとは思いますが、工夫を凝らして、こういったことをやっていかなければ、よい教育はできないのではないかなと感じました。

とてもいい勉強をさせていただきました。ありがとうございます。

それと、かみさぎ幼稚園の訪問のほう、小林委員、田中委員、教育長とご一緒させていただきました。

まず、現場に行って、環境というのは目で見ないとわからないので、田中委員が言われたように、広さや、周りの自然というようなことに注目して見ていました。

広さに関しては、ある程度、十分な広さを確保されているのではないかと思います。

そして、幼稚園の隣が区立公園になっています。そこに柵は付いていますけれども、ある程度、自由に使えますので、発想を広げれば、より良い環境があるのではないかなというふうに感じていました。

また、中野区は住宅街ですから、近隣の人たちのご理解はどうなっているかということが、重要で、幼稚園を建てると言っても、近隣の人に反対されるというようなこともあると思いますので、近隣地域の方とのコミュニケーションは非常に大切になってくると思います。そのなかみさぎ幼稚園の場合は、コミュニケーションをよくとられていたのではないかなというふうに思います。

今度、建物です。建物はさすがに老朽化していますので、建て直しても、もういいのではないかと正直感じました。

ただ、建て直すとなれば、やはり、十二分に検討しなければいけないほどのお金がかかるし、いろいろな問題も生じます。しかしながら、老朽化は否めない。継続していくに当たっては、近い将来、建物にも手を加えていかなければいけないのではないかなということは、感じております。

そして、教室の配置について、幼稚園児の教室の広さは、十二分にあると思います。ただ、やはり倉庫だとか、先生たちの場所だとか、そういったユーティリティーの部分というのは、やはり時代の流れとともに、若干変わってきたものがあるものですから、その中

で工夫されてやっつけていらっしゃいますけれども、少し大変かなというふうに感じておりました。

あとは、教育内容については、非常に工夫がされて、最初、園長先生からプレゼンテーションを受けたのですが、虫や植物といった自然を大切にして、ぶどうを作ったりとか、子どもたちが自然に触れ合う環境を作っていました。

そして、いろいろと工夫された教育プログラム。その内容については、十二分に行われていて、パンフレットに掲げているように、一生懸命取り組んでいるという姿は、確認できております。

最後に、子どもたちの様子ということが、重要になってくるかと思えます。

区立幼稚園という性格から考えて、やはり支援が必要な子どもたちが3分の1程度いるようです。

それが多いか、少ないかということについては、十二分に考えなければいけない。支援が必要な場合には、どの程度の支援が必要かどうかということも、検討しなければいけないと思うのです。

一人ひとり、手を貸せば何でもできる。それは子どもですから、それを支援とは、言えません。それを一緒に、全てのお子さんに支援が必要と行って、一人ひとりに同じ支援を全部当てはめるということは非常に難しいので。これは、現時点では、予定の補助員にプラス1の形の補助員を要しなければいけない状況になっています。

それが、また、十分かという話になれば、これもまた難しい話で、ただ、現状としては、そういった支援を必要とするお子さんが、やはり私立幼稚園に比べると、若干多い。児童数に関しては変わりはないわけですが、支援のあり方も一人一人違いますし、一方で、ほかの子どもたちの教育にも配慮しなければいけない。

そういったところから、やはり、今後も十二分に検討が必要なのだろうなと感じておりました。

田辺教育長

ありがとうございます。

小林委員

今、お2人の委員から丁寧な報告がありましたが、そのとおりで、私も、かみさぎ幼稚園に訪問をいたしましたけれども、非常に落ちついた雰囲気というのでしょうか、非常にめり張りをつけた、いい保育をしていたなと思えます。

私も仕事柄、本務校の大学で、今、教育実習があつて、幼稚園を初め、いろいろな学校に訪問する機会があるのですが、そういうところと比べても、大変しつかりとした保育が行われていたなというふうに感じました。

それから、私は行けなかったのですが、先ほど田中先生からご報告があつた、小学校の音楽鑑賞教室ですけれども、私自身も、もうかれこれ半世紀ぐらい前に、生徒として音楽を聴いて、以来、音楽が好きになったということを考えてときに、非常に大きな事業だと思います。

ただ、これはかなり予算がかかるというのですか、常に、厳しい財政状況の中では、廃止の対象になりがちなので、ぜひ、継続していきたいなというものです。

それから、1点質問なのですが、向台小でのモラル教育授業ということなのですが、これは教育課程上、どういう位置付けでやっているのか、ほかの学校ではどうしているのか、その辺のところを、もしお聞かせいただければありがたいと思うのですが。

指導室長

向台小学校におきましては、いわゆる情報教育の一環としてのモラルということになりますので、総合的な学習の時間等の活用などもされております。

位置付けについては、各校で工夫をしているところで、一定、必ずしもこうでなければならぬという形では、行ってはおりません。

小林委員

先ほど、内容をいろいろ伺っていて、確かに、未然指導、未然防止も含めて非常に有効だと思いますが、例えば中学校ではどうなのか。恐らく、各校いろいろな形でやっているのではないかと思うのです。

ですから、そういうのを、私たちも情報を集約して、例えば、区で全体でやっていく必要があるのかとか、今後、検討していく必要もあるのかなというふうに感じました。

以上です。

田辺教育長

ありがとうございます。

今、小林委員がご発言になったことは、とても重要なことだと思っております。指導室を中心に、子どもたちの携帯電話やスマートフォンの所持状況の調査などもしておりますので、そうしたご報告の際に、情報モラル教育の状況などもご報告しながら、今後の方向について、教育委員会として考える機会を、考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願

いたします。

ほかにございますか。

それでは、最後に1点だけ私のほうから。

昨日なのですけれども、田中委員は向台小学校に5時間目に行かれたということですが、私もモラル教育授業の4時間目を参観した後、第二中学校区の小中連携の一環で、桃園小学校、向台小学校、本郷小学校の6年生が二中に行くオープンキャンパスの1回目が行われましたので、5時間目はそちらのほうに参加してきました。

オープンキャンパスは、中一ギャップを何とか解消したいという位置付けもあって、年に3回ほど全中学校区で6年生を対象に行われているのですけれども、5時間目の授業をそれぞれの学校ごとに見学をして、それからその後、部活動を見学するというような内容でした。

小中連携教育も今年で4年目になりますので、かなり小中あるいは小小の教員同士の連携もかなり緊密になっているので、スムーズに流れていくような感じがあって、きちんとお互いに了解のもとに授業が展開しているなというふうに思いました。

5時間目の授業は、第二中学校の授業を見学するという事だったので、例えば2年生の理科の授業ですと、動物の目で見える範囲が広い動物と、馬のような、すごく視野が狭い動物の視野の違いについて、それを動物園から頭の骨の実物を借りてきて、馬の骨とライオンの骨とを見比べながら、教員が視野の広さはどうして違うのか、話していました。動物の行動特性によって違う、馬はすぐに捕獲されやすい動物なので、とにかく後ろから来るものに追われると前のほうに向かっていくことだけを考えればいいから狭くてもいいのだという説明をしていたりとか。

それから、これも2年生だったので、音楽の授業で男子と女子の合唱なので、とてもハーモニーが上手で感動的な場面であったりとか。

それから、3年生の英語の授業は少人数で展開していたのですが、フラッシュカードという、先生がカードをどんどんめくって行って、弾丸のように単語をどんどん発音していく。それを子どもたちも同じように聞き取って理解していくというやり方がある、やっぱり小学校の授業と中学校の授業は違うのだということが小学生にもとてもよくわかって、中学校に対する理解が深まるような経験ができたのではないかなというふうに思いました。

部活動のほうは、二中がかなり多くの部活を展開していて、茶道と吹奏楽とパソコンと

美術とサッカー、野球、バスケットというのを見学したのですが、見学に当たっては、生徒会の子どもたちが引率して行って、全部のコースをめぐらせるということだったので、部活の説明は、各部の部長がするというようなことで、生徒たちも学校の中できちんと役割を果たしているのだということもわかりましたし、中学校と小学校の違いみたいなものも感じられました。

それから特別支援学級の I 組と、桃園小学校のひまわり学級の交流もあって、かなりバラエティーに富んだ体験を子どもたちができたのではないかなというふうに思いました。

小中連携を進めて 4 年目というお話をしましたけれども、地域の方々も中野区が小中連携をやっているということを理解していただいて、小中がうまく連携できていることによって、今、中学校が非常に落ち着いて教育活動ができているのだと思います。そうした効果がそれぞれの教員にも体感できていることによって、連携がさらに進んでいるのではないかなという気がしました。

ただ、小中連携を 6 年生だけの問題にしないで、小学校も中学校も全体でかかわっていくことは、これからも気をつけて進めていきたいなというふうに思ったところです。

以上です。

小林委員

今のはオープンキャンパスの報告は、いろいろな深い意味があると思うのですね。やはり小学校が教育を進めていくときに、4 年生くらいまでは、「天使のような子どもたちだ」と某区の校長先生がおっしゃっていましたが、5 年生になるとがらっと変わってしまうと。それは何かといいますと、やはり受験とのかかわりでさまざまなあつれきが出てくるということですね。

中 1 ギャップを埋めることはとても大事ですから、これは継続しながらも、5 年生くらいから公教育の魅力をいろいろな形でアピールしていくということも、とても大事ではないかというふうに感じました。

それからもう一つは、昨日、これは中野ではなくて、ある地域の小学校の校内研究にお邪魔して愕然としたことがあるのですね。それは何かといいますと、道徳の授業のことに關していろいろな話をしていく中で、小学校の先生方は、「中学校も道徳は必修でやっているのですか。」とみんな真顔で言うわけですね。これはいかななものかなと。これは逆のこともいえると思うのですね。

小学校も中学校も、当然、道徳の時間というのは年間 35 単位時間、週 1 時間設定されて

いるわけですが、それは中学校も逆なことがいえて、小学校教育について十分にわかっているのでしょうか。

子どもの連携は進んでいますし、大人の管理職レベルでの連携も相当進んでいると思うのですが、全体的にもっと小中のお互いのいいところを見合せて取り入れていくとか、そういうことも必要ではないかなと。

そういう意味では、中野の連携教育はかなり忙しい中、各学校一生懸命工夫して頑張ってきているのですが、一つステージを高めて、範囲を広げるとか、それから教員レベルでの連携をしっかりと、指導を改善したり、教員の意識改革をしていくことがかなり大事なのではないかというふうに思っています。ですから、ぜひそういったことも念頭に入れて、今後、授業展開していく必要があるかなというふうに思いました。

田辺教育長

ありがとうございました。

ほかにございますか。

よろしいですか。

<事務局報告>

田辺教育長

それでは、続いて事務局報告に移ります。

事務局報告の1番目「桃園小学校・向台小学校統合委員会の設置について」の報告をお願いします。

副参事（学校再編担当）

「桃園小学校・向台小学校統合委員会の設置について」ご報告いたします。

これは、平成31年4月に予定しております、桃園小学校と向台小学校の統合を円滑に進めるために設置するものでございます。

2、協議事項でございますが、(1)～(4)までについてを協議していただきまして、その結果を取りまとめて教育委員会に報告していただくという形になっております。

協議事項の主なものとしては、(1)のところにあります、統合新校の名称、校章、それから校歌及び校旗に関することです。

それから(2)としまして、学校で使用します指定品に関すること。

それから(3)、校舎等施設に関することについて協議いただくということになっております。

設置日ですが、平成 28 年 6 月 20 日に設置いたしました。

期間ですが、平成 31 年 3 月 31 日までということになっております。

名簿ですが、裏面をごらんいただきますと、町会・自治会の関係から 5 人。それから統合いたします小学校の P T A からお 2 人ずつ。それから校長推薦ということで、それぞれの学校からお 2 人ずつ推薦をいただきました。それから公募につきましては、統合する通学区域内の乳幼児の保護者からお 2 人。それから学校長と副校長。それから教育委員会から 2 人ということになっております。

それでは、表面へ戻っていただきまして、統合委員会の内容の周知でございますが、統合委員会の協議状況につきましては、ニュースを発行いたしまして、統合します両校の児童の保護者、それから地域、幼稚園・保育園の保護者へ配布するとともに、関係町会・自治会で回覧をしていただきます。それから関係する区民活動センターの窓口、それから教育委員会のホームページなどによって周知をしていきます。

統合委員会の開催予定につきましても、併せて教育委員会のホームページで掲載をしていきます。

報告は以上でございます。

田辺教育長

各委員からご質問等のご発言がありましたらお願いいたします。

よろしいですか。

それでは、続きまして事務局報告の 2 番目、「平成 28 年度の学校再編に係る改修工事等について」の報告をお願いいたします。

副参事（子ども教育施設担当）

それでは、「平成 28 年度学校再編に係る改修工事等について」ご報告いたします。

中野区立小中学校再編計画（第 2 次）によりまして、平成 29 年度に多田小学校と新山小学校、それから中野新明小学校と新山小学校、若宮小学校と大和小学校が統合されます。また、平成 30 年度に第三中学校と第十中学校が統合いたします。

このうち平成 29 年並びに 30 年に統合校舎として使用いたします多田小学校、新山小学校、若宮小学校、第三中学校につきまして、統合新校の教育環境を整備するために夏季休業期間を利用いたしまして、下記のような改修工事を行ってまいります。

各学校の概要については、ご記載のとおりですが、多田小学校につきましては、工事期間が 7 月 16 日から 9 月 23 日頃までで、改修内容は以下に記載しているとおりでございま

す。

次に新山小学校でございますが、こちらが多田小学校とほぼ同じ時期でございます。ただ新山小学校につきましては、やや工事の内容が多種にわたっております。

また、新山小学校につきましては、給食室の改修が少し時間を要してしまいますので、9月から10月の中旬まで非常にご迷惑をおかけするのですが、給食の提供はできない状況でございます。

また一方、新山小学校につきましては、これとは別途に校庭にプレハブ校舎を設置して、来週には完成して引き渡しという予定になってございます。

次に若宮小学校でございます。こちら7月初旬から10月の中旬にかけてごらんのような内容の工事を行ってまいります。

若宮小学校につきましても、給食室の改修はやはり時間がかかってしまうということで、工事の完了までは給食の提供が残念ながらできない状況でございます。

第三中学校につきましては、統合が平成30年度でございますが、工事の内容がかなりいろいろなところを改修しなければなりませんので、今年度と来年度、2カ年にわたって工事をする予定でございます。

今回が第1期の工事ということで、記載のとおりの内容の工事を7月2日から9月の半ばくらいまでかけて行う予定でございます。

また、近隣への周知は、既に若宮小学校、第三中学校のほうでは終了しております。多田小学校、新山小学校は来月初旬を予定してございます。

報告は以上でございます。

田辺教育長

各委員からご質問等の発言がありましたらお願いいたします。

田中委員

給食室の改修に少し期間がかかるということで、1カ月くらいお弁当持参ということでお願いすることになるのですけれども、この点について父兄の方から何か要望が出るということはあるのでしょうか。

副参事（学校教育担当）

このことにつきましては、昨年度から工事の予定が決まっておりましたので、昨年秋頃から保護者の方にご説明をしました。また、今年度に入りましても、4月に保護者会でありますとか、学校教育だよりを通じまして保護者に説明しているところでございます。そ

れについて具体的な苦情が上がっているということは現在のところは聞いておりません。

田辺教育長

よろしいですか。

ほかにございますか。

渡邊委員

今の給食のこととお弁当のことについては、苦情はまだないと思うのですけれども、かなり大変なことなのではないかなとは感じております。夏休み期間中を利用しているということで、実質の日数はそんなに多くないのかもしれないですけれども、例えばこの給食については、給食費の問題も多少あるかと思うのですけれども、そちらのほうは事務的処理だと思うのですが、全てお弁当だけになってしまうのか、多少、補助食みたいなもの、おやつとか、パンとか、配るだけで済むようなものに関して、検討されていらっしゃるのですか。

副参事（学校教育担当）

給食室そのものを工事するという関係から、備品についても工事終了後でしか稼働できないので、現在においては全てお弁当ということをお願いしたいというふうに考えてございます。

渡邊委員

ありがとうございます。やはりご家庭に対しては、区立小学校のメリットとして給食があることは間違いありませんので、十二分に説明とご理解をいただきたいと思います。

それともう1点なのですけれども、四つの新校につきましては、同じ時期に開校されるわけなのですけれども、工事期間がどこも夏休みを利用した約2カ月半から3カ月程度の工事期間になっているのですけれども、若宮小学校だけ7月初旬から10月中旬までという、すごく曖昧な数字、ほかは日程がきっちり決まっているのですけれども。これは、曖昧な数字になったということについて何か理由があるのでしょうか。

副参事（子ども教育施設担当）

冒頭でも申しましたが、やはり若宮小学校の場合は、やはり給食室の改修が非常に時間がかかります。備品もそうですし、全体も改修ということで、かなり大規模な改修工事になってしまいます。新山小学校よりも工事自体が少し規模が大きいので。実際既に業者も決まっておりますが、工事の終了時期がいつになるかというところは工事のいろいろな手配をしてみた段階でわかることですので、現時点ではまだその辺まではわかっていない状

態でございます。

田辺教育長

よろしいですか。

渡邊委員

改めて確認させていただいたような状況で申しわけないのですが、夏休み期間とはいえ、全く教育活動に影響を受けないとは限らないわけで、やはり、スタート時点とか終わる時点はもう数カ月後ですから、ある一定のものを示していただかないと、教育活動に影響がないとはいえないのではないかというふうに感じます。

ですから、例えば夏休みの校庭の利用だとか、そういった活動ができなくなってしまうので、工事の期間、この間に想定される子どもたちの教育に関する影響とか、今、お困りのこととか、特にないのかということだけお聞きしたいです。

指導室長

学校にこのような工事が入るときには、工事業者と管理職が区の担当とともに詳細な調整を行っております。

その中で一番学校が配慮することは、やはり安全についてです。

特に工事規模について、また工事業者の動線について詳細に確認をしていることとしております。そういう点で、子どもたちとの動線との兼ね合いが出てまいります。

まず、その点について十分に配慮して進めてまいりたいということ。それから授業につきましては、単元の入替えなど、状況に応じてその期間だけ工夫することとしております。

夏休みの学習教室等についても、稼働できる教室などを考えながら影響が最小限になるよう、連携を図ってまいりたいというふうに考えております。

渡邊委員

ありがとうございます。

改めて確認をさせていただいたわけですが、そうはいつでも必ず影響があるので、学校に対し、説明とご理解を得られるようにしていただきたいと思います。

今、小学校の場合は労働安全衛生委員会というものが設置されないわけですが、そういった意味で、安全衛生委員会とか、職員その他学校における安全とか、衛生を管理する部分が確立しないわけなので、安全面が手薄になりつつあります。

やはりこの工事期間中にもしものことがあると非常に困りますので、その点を改めて十

二分に注意していただきたいというふうをお願いさせていただきたいと思います。

田辺教育長

よろしいですか。

ほかにございますか。

それでは、本報告は終了させていただきます。

続きまして、事務局報告の3番目、「平成27年度に発生した都内公立学校における体罰等の実態把握の結果について」の報告をお願いいたします。

指導室長

口頭で報告させていただきます。

東京都が調査をいたしました「平成27年度に発生した都内公立学校における体罰等の実態把握の結果について」ご報告いたします。

東京都におきましては、平成27年度に小学校では26校26人、中学校では29校31人の体罰の事故がございました。中野区では体罰の事故は発生しておりません。

報告は以上です。

田辺教育長

それでは、各委員からご質問等のご発言がありましたらお願いいたします。

小林委員

今、幸いにも中野区ではという、こういう言い方はよくないかもしれませんが、少なくともそういった体罰の学校事故は起きていないということなのですけれども、やはり、ありとあらゆる機会に教員研修も含めて体罰の防止というか、これは今までもやってきていると思うのですが、続けてぜひお願いしたいと思います。

体罰の一番のポイントは、よく法的に禁止されているというような言い方もしますが、それだけではなくて、もちろん暴力は絶対に許されないという視点と、もう一つはやはり教員の指導力がないために起こるということが大きなネックだと思うのです。そういう点で、指導力をしっかり高めていく日ごろの研修のあり方など全てリンクしていると思いますので、ぜひ続けて教員の研修やありとあらゆる場面での指導を徹底して継続していただきたいなと思います。

以上です。

田中委員

教えていただきたいのですけれども、この東京都で言っている体罰というものは、こう

いうものだという枠組みというものがあるのでしょうか。

指導室長

東京都がホームページ等でも公表いたしておりますが、体罰の形態・様態については、明記しているものがございます。身体的に子どもに大きな害を与えるような行為ということで規定されているところでございます。

田辺教育長

よろしいですか。

渡邊委員

先ほど、中野区における体罰の発生件数はゼロだったということですが、ゼロだったというのは、幸いにしてではなくて、当然ゼロであって当たり前というその考え方を忘れてないで、こういった事例が起こらないように必ず通達していただきたいと思います。よかったですではなくて、当然だったというだけの話ですので、そのことを身にしみて感じていただきたいと思います。

田辺教育長

よろしいですか。

ありがとうございました。

それでは、本報告については終了させていただきます。

続きまして、事務局報告の4番目、「教育長の臨時代理による事務処理について」の報告をお願いします。

副参事（保育園・幼稚園担当）

それでは、お手元の資料をごらんください。「教育長の臨時代理による事務処理について」のご報告をいたします。

平成28年6月17日中野区教育委員会第15回定例会におきまして、教育長の臨時代理による事務処理の指示を受けた案件につきまして、ご報告をいたします。

1、ご指示を受けました内容でございます。

「中野区立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則の制定の手続」でございます。改正規則は別紙にお付けしております。

2、臨時代理を行った日でございますけれども、平成28年6月24日でございます。

3、経過でございます。

平成28年6月20日、中野区議会第2回定例会におきまして、「中野区立幼稚園条例の一

部を改正する条例（議案）」の可決をいただいたところでございます。

平成 28 年 6 月 24 日、中野区立幼稚園条例の一部を改正する条例の公布及び施行をいたしました。

あわせて、中野区立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則の決定、中野区立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則の公布及び施行を行ったところでございます。

滞りなく事務を進めることができました。ありがとうございました。

以上です。

田辺教育長

各委員からご質問等のご発言がありましたらお願いいたします。

よろしいですか。

それでは、この報告につきましては終了させていただきます。

続いて、事務局報告の 5 番目、「児童福祉法の改正概要について」の報告をお願いいたします。

副参事（子ども家庭支援センター所長）

それでは、今般、改正がございました児童福祉法の概要に関しまして主なものをご報告させていただきます。

こちらの児童福祉法等の一部を改正する法律の概要ということで、資料を示させていただきます。こちらの趣旨といたしましては、虐待の発生予防あるいは体制強化といったものを中心とした今回の改正内容となっております。

改正の概要といたしまして、1 番目に「児童福祉法の理念の明確化等」とされております。(1)～(4)となっておりますが、児童の福祉の保障に関する文言についての明確化あるいは家庭と同様の環境における養育環境の推進ということで、保護者の支援はもちろんなのですけれども、家庭と同様の環境における児童の養育といったものを第一に考えるといったことで示されております。

こちらにつきましては、家庭での養育が難しい場合に、養子縁組あるいは里親、そして家庭的な環境が保てるような施設、そういった順序に応じて一般的な児童養護施設ということではなく、なるべく家庭的な環境での養育といったところが、法律としても改めて示されたところになってございます。

また、市町村の責務におきましても、身近な場所における支援業務といったところで法律として明確化されております。

また、しつけを名目とした児童虐待の防止。

当たり前のことですが、こちらについても改めて法律として示されたところです。

2番目といたしましては、「児童虐待の発生予防」ということで3点挙げられております。

(1)にございます妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行う母子健康包括支援センターの設置。こちらが努力義務となつてございますが、こちらにつきまして、中野区といたしましては、既に「すこやか福祉センター」を中心としてこういった活動をしているところです。

同じく(3)のほうに、こういった母子保健の施策といったものが児童虐待の発生予防や早期発見に資しているといったことが改めて法律の中でも明確化されたということになります。

区といたしましても、先日、前年までの状況につきましてご報告させていただいたところですが、そちらでも報告させていただいたとおり、区といたしましては、すこやか福祉センターによる早期発見ですとか、そういった役割というのをきちんとこれからも施策として生かしていきたいというふうに考えております。

また、(2)には、支援を要する妊婦等について、医療機関や学校等が市町村に情報提供するといったことも明確化されております。こちらについても、虐待の通告について件数が増加しているという先日の報告の中で、やはりこういった関係機関の皆さんからのきちんとした通告等の情報提供がされているといった面を報告させていただきましたが、法律的にもこういったことがきちんと位置付けられるようになったというところです。

そして3番目といたしまして、「児童虐待発生時の迅速・的確な対応」といたしまして、(1)に児童等に関する必要な支援を行うための拠点を市町村にといたところになっておりますが、東京都が、子ども家庭支援センターのような組織を全国的にも展開をしていくといったところを文言としてこちらに入れたというようなところになってございます。

そして、(2)といたしまして、要保護児童対策の地域の協議会の調整機関の強化といったことも示されております。

(3)が、こちらが報道等でもごらんになられているかと思いますが、特別区も児童相談所が設置できるような規定になってございます。こちらにつきましては、先日、複合施設の報告の中でも少し触れさせていただきましたが、中野区といたしましても、なるべく身近な機関の中で早期発見から措置といったところまでを通して実施できることに意義があるというふうに考えておりますので、この設置を目指してこれから準備を進めてまいりたい

と考えております。

(4)といたしまして、こちらは児童相談所の強化といったところで、児童心理司あるいは専門職の配置について規定されております。

また、児童相談所に関する医療機関や学校からの資料提供といったものも法律として明確化されております。

そして4番目といたしまして、被虐待児童への自立支援といったところです。

こちらについては、自立支援、親子再構築について、改めて里親あるいは施設、そして市区町村、児童相談所などが連携して行うといったところ、里親の改革をきちんと行うといったところ。また、養子縁組の相談支援の位置付け、そして自立援助ホームといたしまして、児童養護施設から退所してそこからさらに社会に自立していくことを目指していくような施設になりますけれども、そういったところの年齢が、やはり18歳等で区切りということではなくて、22歳、大学を卒業するくらいの年齢までをきちんと見て社会に出していくといったところが追加されております。

そして、この中には「検討規定等」といたしまして、幾つか示されておまして、特に三つ目の「施行後5年を目途として中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう、その設置に係る支援等の必要な措置を講ずる」ということで、法の趣旨といたしましては、5年間の間にこういった中核市や特別区が身近なところで児童相談所を設置するといったことをきちんと支援していくというようなところまで示されているものでございます。

こちらの法律の趣旨、もちろん区で実際に行っている事項もありますけれども、こういったところで明確化されたということをきちんと受けとめて、子ども家庭支援センターについての強化もそうですけれども、これから児童相談所の設置といったこともやるべきで、目指していくといったことは簡単なのですけれども、やはり責任も大きくなるわけですので、そういったところを勘案しながら検討をしてみたいと考えております。

報告のほうは以上でございます。

田辺教育長

それでは、各委員からご質問等のご発言がありましたらお願いいたします。

田中委員

こういう法律が明確化されるというのはいいことなのでしょうけれども、明確にしないといけない社会があるということが、逆に考えるとなかなか難しいところだなと思うのですけれども。家庭と同様の環境における児童の養育ということで、すごく大事なことなの

だけれども、一番難しいことではないかなと思います。中野区として、このことについてすべきことというのは、具体的にはどういうことが想定されるのでしょうか。

副参事（子ども家庭支援センター所長）

現在ですと、子ども家庭支援センターということですので、なかなかできることには限定的になるのですが、ただ里親制度に関する周知や発掘の支援のようなことについては、今でもできることかなというふうに考えておりますし、今後、児童相談所の設置を区が目指していくに当たりましては、そういった身近で家庭的な環境の中で子どもたちを保護できるような場所についても検討を進めていかなければならないかなというふうに考えております。

田辺教育長

よろしいですか。ほかにございますか。

小林委員

今、田中委員がおっしゃられたとおりで、こういうものを明確化しなければならない実情というのは、子どもの人権を守るという視点で必要なことだというふうに思います。毎回、こういうものに出るたびに私は申し上げるのですが、学校という立場から考えたときには、子どもの実態は教員が一番よく把握していますので、例えば、児童虐待の発見は、非常に学校・教員が一番発見しやすい状況にあると思います。ですから、学校とこうした様々な機関との連携というのは、今後、ますます求められてくるかなと思います。そのとき、学校はただこういう機関があるからそこにお任せしますと、丸投げするのではなくて、子どもを教育していく、また指導していく、または守っていくという視点から、こうした機関とともに行動連携をしていくということが非常に求められていくと思います。今後、いろいろな事業を展開していく際に、学校にそういったものをしっかりと理解していただく。それから、この機関はこういう具体的な働きを持ってやっているということを、学校もよく理解できるように周知徹底していく必要があるかなというふうに思っています。

もちろん、この手のことは今までもかなりやってきていると思うのですけれども、今後、ますます充実が求められるかなと思いますので、その点はぜひ要望としてお話ししておきたいと思います。

以上です。

田辺教育長

ご要望として受けとめさせていただきます。

渡邊委員

とても大切なことだと思います。これについては、法律で決まったからというのではなくて、やり過ぎていけないことはないのではないかと思います。

こういった問題に十二分に取り組めてこそ、成熟した社会ということで、日本が世界に誇れるのではないのかなと思いますので、ぜひ大変でしょうけれども頑張ってやっていただきたいと思います。

それと一つだけ質問なのですけれども、18歳ではなくて22歳の年度末まで、大学生については卒業までということなのでしょうけれども、浪人とか、留年というのはそういった場合、許されないのでしょうか、大学等と書いてありますよね。例えば18で就労された場合はそこから外れていくのかもしれないのですけれども、この「等」というのは、大学以外に何か考えられているものというものはあるのでしょうか。

副参事（子ども家庭支援センター所長）

恐らく専修学校ですとか、ステップを踏むための学びをしているというようなところで捉えられているのかなと思いますけれども。

渡邊委員

ありがとうございます。

田辺教育長

ほかにございますか。

よろしいですか。

それでは、本報告について終了させていただきます。

そのほかに事務局から報告事項はございますか。

副参事（子ども教育経営担当）

ございません。

田辺教育長

それでは、事務局から次回の開催について報告願います。

副参事（子ども教育経営担当）

次回定例会につきましては、7月8日午前10時から区役所5階教育委員会室にて開催する予定でございます。

田辺教育長

以上で、本日の日程は全て終了しました。

これもちまして、教育委員会第17回定例会を閉じます。
ありがとうございました。

午前11時10分閉会